

備 考

平成26年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

危機管理部 南海地震対策課	危機管理部 南海トラフ地震対策課
健康政策部 医療政策・医師確保課	健康政策部 医療政策課
産業振興推進部 地域づくり支援課	産業振興推進部 計画推進課
林業振興・環境部 林業改革課	林業振興・環境部 木材増産推進課
中央児童相談所こども支援課のチーフ 中央児童相談所児童虐待対応チームのチーフ	中央児童相談所児童虐待対応課のチーフ
中央児童相談所相談課のチーフ	中央児童相談所地域相談課のチーフ